

四日市市告示第142号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第389号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知)別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「次世代育成交付金要綱」という。) <u>6(5) または6(6)</u> に定める施設及び設備</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「平成27年度保育所等整備交付金の交付について」(平成27年12月15日厚生労働省発雇児1215第4号厚生労働事務次官通知)別紙「平成27年度保育所等整備交付金</p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知)別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「次世代育成交付金要綱」という。) <u>6(6)</u> に定める施設及び設備</p> <p>(3) (略)</p>

交付要綱」（以下「保育所等整備交付金交付要綱」という。）に定める施設

(5) （略）

(6) （略）

(7) （略）

(8) （略）

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで （略）

(5) その他国庫補助対象経費（第3条第1号、第6号及び第8号に規定する施設等にあつては県補助対象経費）又は地域介護交付金要綱及び次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領1及び保育所等整備交付金交付要綱に定める対象経費

（市町村交付金に係る補助金交付額）

第6条 （略）

2 安心こども基金管理運営要領別添1に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、別添1の3（1）~~、（2）~~~~、（3—1）~~~~、（3—2）~~に該当する場合は県補助金交付金の額に1.125を乗じた額、別添1の3（2）に該当する場合は県補助金交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、こ

(4) （略）

(5) （略）

(6) （略）

(7) （略）

（補助対象経費）

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで （略）

(5) その他国庫補助対象経費（第3条第1号、第5号及び第7号に規定する施設等にあつては県補助対象経費）又は地域介護交付金要綱及び次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領1に定める対象経費

（市町村交付金に係る補助金交付額）

第6条 （略）

2 安心こども基金管理運営要領別添1に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、別添1の3（1）、（2）、（3—1）、（3—2）に該当する場合は県補助金交付金の額に1.125を乗じた額、別添1の3（4）に該当する場合は県補助金交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、こ

れを切り上げるものとする。

- 3 保育所等整備交付金交付要綱に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、8（1）アに該当する場合は国交付金の額に1.125を乗じた額、8（1）イ、8（2）ア、8（2）イに該当する場合は国交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

（市単独補助金交付額）

第7条 第3条第1号から第6号までに係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第1の補助基準額に補助率を乗じた額とする。

- 2 第3条第7号及び第8号に係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第2の単価に単位を乗じた額又は実支出額のいずれか少ない額とする。

3 （略）

（補助金交付方法）

第9条 （略）

2 （略）

- 3 第3条第6号又は第8号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。

附 則

1～3 （略）

れを切り上げるものとする。

- 3 保育所等整備交付金交付要綱に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、8（1）アに該当する場合は国交付金の額に1.125を乗じた額、8（1）イ、8（2）ア、8（2）イに該当する場合は国交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

（市単独補助金交付額）

第7条 第3条第1号から第5号までに係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第1の補助基準額に補助率を乗じた額とする。

- 2 第3条第6号及び第7号に係る整備事業の市単独補助金の交付額は、別表第2の単価に単位を乗じた額又は実支出額のいずれか少ない額とする。

3 （略）

（補助金交付方法）

第9条 （略）

2 （略）

- 3 第3条第5号又は第7号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。

附 則

1～3 （略）

<p>(有効期限)</p> <p>4 この要綱は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(有効期限)</p> <p>4 この要綱は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
---	---

改正後			
別表第1			
種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
市町村交付金対象施設	次世代育成交付金要綱4 又は安心こども基金管理運営要領別添1又は <u>保育所等整備交付金交付要綱</u> で規定する児童福祉施設等	<p>①次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領別添1の3(2)及び<u>保育所等整備交付金交付要綱8(1)イ、8(2)ア、8(2)イ</u>に該当する場合は、国又は県補助金交付金額に2分の1を乗じた額又は実支出額から第6条の補助金を控除した額のいずれか少ない額</p> <p>②安心こども基金管理運営要領別添1の3(1) <del>、(2)、(3-1)、(3-2)</del>及び<u>保育所等整備交付金交付要綱8(1)ア</u>に該当する場合は、<u>国又は県補助金交付金額</u>に8分の3を乗じた額又は実支出額から第6条の補助金を控除した額のいずれか少ない額</p>	(略)
国	(略)		
県	小規模	第3条第5号に規定する	
補	模作	小規模作業所	

助 金 交 付 対 象 施 設	業所		
	共同 生活 援助 及び 共同 生活 介護 事業 所	第3条第6号に規定する 施設	(略)

改正前			
別表第1			
種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
市町村交 付金対象 施設	次世代育成交付金要綱4 又は安心こども基金管理運 営要領別添1で規定する児 童福祉施設等	①次世代育成交付金要綱及び 安心こども基金管理運営要 領別添1の3(4)に該当す る場合は、国又は県補助金交 付金額に2分の1を乗じた 額又は実支出額から第6条 の補助金を控除した額のい ずれか少ない額  ②安心こども基金管理運営要 領別添1の3(1)、(2)、 (3-1)、(3-2)に該 当する場合は、 <u>県補助金交付 金額に8分の3を乗じた額</u> 又は実支出額から第6条の 補助金を控除した額のいず れか少ない額	(略)

国	(略)		
	県	小規模作業所	第3条第4号に規定する小規模作業所
補助金交付対象施設	共同生活援助及び共同生活介護事業所	第3条第5号に規定する施設	(略)

改正後			
別表第2			
種別	区分	単価	単位
市町村交付金対象施設	第3条第7号に規定する施設		
	(略)		
	第3条第8号に規定する施設		
	(略)		

改正前			
別表第2			
種別	区分	単価	単位
市町村交付金対象施設	第3条第6号に規定する施設		
	(略)		
	第3条第7号に規定する施設		
	(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成27年4月1日以後に行われた施設整備事業から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年9月3日以前に改正前の四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定された補助金の支払いについては、なお従前の例による。

(健康福祉部健康福祉課)